

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：明日香村棚田地域協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

- (1) 稲渕棚田
- (2) 細川谷棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

5 年後も良好な棚田景観があり、生産者が生き生きと活躍し、オーナー制度や企業の方など、多くの協力者が住民と一緒にあって景観を守っている姿を目指します。そのために、みんなで今から次の手を考え、「日本人のこころのふるさと」を守り育てていきます。そんな姿を棚田地域における目標とする。

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

令和 6 年度までに棚田地域における耕作率を 64.8%から 66%に増加させる。

○担い手の確保

令和 6 年度までに棚田地域の保全に取り組む営農計画を作成した新規参入者数を 0 人から 1 以上確保する。また、半農半 X となるような多様な担い手を確保する。

○生産性・付加価値の向上

令和 6 年度までに、棚田における耕作放棄地を解消し、作付けしやすい状況をつくることで農産物における生産性向上を図る。また、米のマーケティング・ブランディングを強化することで、付加価値の向上を目指す。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

令和 6 年度までに、生産意欲の向上となる新たな農産物(マコモダケ)におけるマーケティング・栽培実証を実施することで棚田の利活用を促進させる。

○自然環境の保全・活用

- ・棚田で小中学生に向けた自然ふれあいイベント(自然観察/里山ウォーキング)等の取組を開し、交流人口の増加を目指す。
- ・令和 6 年度までに棚田における鳥獣害対策として、被害状況の把握、適正な維持管理の習得を地域住民に促し鳥獣害防護柵の維持管理を徹底する。

○良好な景観の形成

- ・耕作放棄地を解消した農地において、水稻の作付けが困難な農地においては、新たな農産物や景観形成作物などの作付けをすることで、棚田景観の維持に努める。
- ・棚田景観を維持していく上で、農地以外の景観阻害要因となりえる箇所を解消に努める。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和 6 年度までに現状のオーナー組数を全体で 10%増加させる。

- ・ 棚田で農村交流体験イベントを年間 1 回開催し、年間 3,000 人の参加者を確保する。
- 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・ 農閑期における棚田の維持活用として、棚田キャンプなどの新たな取組をすることで、年間を通じた来訪者を誘客し、収益の 20%を棚田地域に還元することを目指す。
 - ・ 令和 6 年度までに、棚田の周辺にトイレ・看板・展望台・休憩所・交流施設を整備し、観光客を誘客する。
- 棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 棚田地域における米をブランディングすることで、(一財)明日香村地域振興公社において 24,000 円/30 kgを目指す。

3 計画期間

令和 3 年 4 月～令和 7 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

○ 耕作放棄の防止・削減

- ・ (一財)明日香村地域振興公社等を活用しながら、棚田の耕作放棄地を解消し、耕作することで耕作率の増加を目指す。

○ 担い手の確保

- ・ 独立就農に向けて、(一財)明日香村地域振興公社による営農支援や販売支援を行うと共に就農技術を身につけるための雇用(2 名)を 3 年間することで新規参加者数の増加を目指す。
- また、多様な農への関わりという新しいライフスタイルに対応した担い手の確保も検討する。

○ 生産性・付加価値の向上

- ・ 棚田において、(一財)明日香村地域振興公社において解消した農地を活用して、主に水稻を作付けしながら、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に積極的に農地を斡旋する。
- ・ 令和 3 年度を目処に、米の付加価値向上を目指すためマーケティング・ブランディング強化を実施し、同時に明日香村地域振興公社で EC サイトを立ち上げ、令和 4 年度より運用をする。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○ 農産物の供給の促進

- ・ 棚田において新たな農産物(マコモダケ)の活用を促す上で、令和 3 年度においてマーケティングを実施し、継続して栽培実証をすることで令和 6 年度に供給体制を構築する。

○ 自然環境の保全・活用

- ・ (一財)明日香村地域振興公社や NPO 法人明日香の未来を創る会等と連携して、オーナー制度利用者等にアンケート調査を行い、田園回帰を考慮した自然ふれあいイベントを(一社)飛鳥観光協会等と連携しトライアルしていくことで関係人口の創出・拡大を図る。
- ・ 令和 6 年度までに棚田における鳥獣害対策として、猟友会や企業との連携による被害状況の把握、適正な維持管理の習得するために集落診断を地域単位で実施することで鳥獣害防護柵

の維持管理を徹底する。

○良好な景観の形成

- ・耕作放棄地を解消した農地において、担い手が確保できるまでは、(一財)明日香村地域振興公社が水稻の作付けや、新たな農産物(マコモダケ)や景観形成作物(ナノハナ等)などの作付けをすることで、棚田景観の維持に努める。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・減少傾向である棚田オーナー制度について、令和3年度に現状・課題等分析を経て、令和6年度までに現状のオーナー組数を全体で10%増加させる。

名 称	コース	現状組数	令和6年度組数
棚田オーナー	たんぼ	31	
	はたけ	56	
	トラスト	3	
	ビギナー	15	
うまし酒オーナー	米コース	54	
	酒コース	86	
合計		230	253

- ・棚田で農村交流体験イベントを年間1回(彼岸花祭り)開催し、年間3,000人の参加者を確保する。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・農閑期における棚田の維持活用として、民間事業者と連携して棚田キャンプなどの新たな取組をすることで、年間を通じた来訪者を誘客し、収益の20%を棚田地域に還元することを目指す。
- ・令和6年度までに、棚田の周辺にトイレ・駐車場・看板・展望台・休憩所・交流施設を整備し観光客を誘客する。
- ・令和6年度までに棚田地域において3軒の空き家・古民家を再生・活用する。

○棚田米等を活用した六次産業化の推進

棚田地域における米のブランディング及び(一財)明日香村地域振興公社においてECサイトの構築をすることで、令和6年度を目標に24,000円/30kgを目指す。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない(一財)明日香村地域振興公社は、協議会の支援活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

明日香村棚田地域協議会は、明日香村、地域住民、NPO法人で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項